

立川市ファーストバースデー家事・育児パッケージ配布等業務委託（単価契約）業者選定プロポーザル審査基準

（目的）

第1条 この基準は、立川市ファーストバースデー家事・育児パッケージ配布等業務委託（単価契約）業者選定プロポーザル審査実施要領（以下「実施要領」という。）及び立川市価格考慮型プロポーザル方式審査基準に基づき、立川市ファーストバースデー家事・育児パッケージ配布等業務委託（単価契約）の受託事業者（以下「事業者」という。）を1者選定するため、必要な事項について定めることを目的とする。

（審査方式）

第2条 審査方式は、価格考慮型とする。

（審査方法）

第3条 実施要領「9. 提案書の提出方法及び審査方法等（3）審査方法」に掲げる審査の方法は、次の各項に定めるところによる。

1. 審査方法

(1) 立川市ファーストバースデー家事・育児パッケージ配布等業務委託（単価契約）業者選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、一次審査と二次審査で技術点を評価し、価格点の評価を加味して総合的に審査する。ただし、一次審査と二次審査は同時に実施することができる。

(2) 有効参加者数が1以上あれば、審査を実施できる。

(3) 審査委員会は、審査結果等を確認し、必要と認めた場合は事業者を特定しないと判断することができる。

2. 一次審査（書類審査）

審査委員会は、書類審査において技術点のみ審査を行い、3者程度選出する。このとき、審査にあたって必要な事項は、次のとおりする。

(1) 点数は、100点満点とする。

(2) 提案見積額が予定価格を越えているかを確認する。このとき、予定価格を越えていた場合は、選考することができないものとする。

3. 二次審査（ヒアリング審査）

審査委員会は、ヒアリング審査において、技術点のみ審査を行う。このとき、選考にあたって必要な事項は、次のとおりする。

(1) 点数は、10点満点とする。

(2) ヒアリング審査では、提案書等のプレゼンテーション、模擬ワークショップ、質疑応答により審査を行う。

（選定方法）

第4条 審査委員会は、第3条に定める審査方法により技術点と、価格点を総合的に審査し、評

価の合計点の最も高いものを契約交渉順位事業者と選定する。このとき、選定にあたって必要な事項は、次のとおりとする。

1. 合計点は下記の計算式で算出する。
(技術点) + (価格点)
2. 技術点と価格点の合計点は、100点満点とする。
3. 技術点は一次審査、二次審査の結果より、下記の計算式で算出する。
(一次審査評価点×0.4) + (二次審査評価点)
4. 価格点は下記の計算式で算出する。
見積額の評価点 × (1 - (見積額 ÷ 予算概要金額))
5. 契約交渉順位は合計点の高いものを第1位の事業者として選定する。また、第1位のものが辞退または契約時点で資格がないと認めた場合、次に合計点の高いものを第2位と、その者も同様の場合は、さらに次に合計点の高い事業者を第3位と選定する。
6. 合計点が高点となった場合、次の順で得点を比較し、得点が高い事業者から順に上位とする。
 - (1) 二次審査の技術点の合計点
 - (2) 一次審査の技術点の合計点
7. 第6項の方法でも同点の場合は、審査委員会の各委員の投票により、より多くの票を獲得した事業者から順に上位とする。

(審査項目)

第5条 立川市ファーストバースデー家事・育児パッケージ配布等業務委託（単価契約）業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第2条第2号に掲げる業者選定に係る基準は、次の各号に掲げるとおりとし、審査内容は別表第一に定めるとおりとする。

1. 一次審査
 - (1) 提案者の信頼性
 - (2) 企画提案力
 - (3) アンケート配布、パッケージの商品受注・配送にかかる対応力
 - (4) アンケートの回答およびパッケージの商品申込者の管理能力
2. 二次審査
 - (1) 企画提案力・説明力
 - (2) 本業務に対する取り組み姿勢
3. 価格点
 - (1) 見積額

(評価点)

第6条 審査項目の評価点は、次の各号に掲げるとおりとする。

技術点	一次審査 (書類審査)	(1)提案者の信頼性 (2)企画提案力 (3)実行能力 (4)管理能力	15点/100点 40点/100点 20点/100点 25点/100点
	二次審査 (ヒアリング審査)	(1)企画提案力・説明力 (2)本業務に対する取り組み姿勢	5点/10点 5点/10点
	技術点合計	一次審査評価点×0.4点+二次審査評価点	50点/50点
	価格点	見積額の評価点	50点/50点

(評価審査表)

第7条 審査委員会における審査は、別表第二に定める選定審査表により行う。その他は次の各号に掲げるとおりとする。

1. 技術点は、5段階の方法で評価する。
2. 各項目の技術点は、各委員が選定審査表により採点した評価点を、項目ごとに平均（小数点第1位で四捨五入）して算出し、その合計値を審査委員会の第5条第1項及び第2項の項目の各評価点とする。
3. 価格点は第4条第4項の方法で算出する。（小数点第1位以下切り捨て）
4. 第2項の審査委員会の各評価点が、選定審査表における第5条第1項第1号及び第2号の各審査項目の最低基準を一つでも下回る場合は、提案水準を満たさないものとして、審査対象より除外する。
5. 設置要綱第9条で庶務を担当するものは、第5条第1項第1項「提案者の信頼性」について評価案を作成する。また、審査委員会は、当該評価案を審査するものとする。

(委任)

第8条 この基準で定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。